

資料 4

佐倉市健やかまちづくり推進委員会
平成 29 年 12 月 20 日（水）

会議録の作成等に関する要領

平成 21 年 11 月 18 日

佐倉市健やかまちづくり推進委員会規程第 2 号

1 会議録の作成

- (1) 会議録は、要録とし、事務局が作成する。
- (2) 会議ごとに、会長が会議録署名人を指名する。
- (3) 指名された会議録署名人は、会議録の内容に正確であると認めた場合には、会議録末尾にその旨を記載し署名するものとする。
- (4) 会議録署名人の指名順序は、会長及び副会長をのぞき、名簿の順により行うものとする。

2 会議録の公表

- (1) 非公開とした会議についても、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第 8 条第 2 項の定めるところにより、佐倉市情報公開条例第 7 条の各号に定める情報が記録された部分を除き会議録を公表するものとする。
- (2) 会議録の公表は、市役所市政資料室への配架により行うものとする。

会議録の作成等に関する要領（改正案）

平成21年11月18日

改正 平成29年12月20日

佐倉市健やかまちづくり推進委員会規程第2号

1 会議録の作成

- (1) 会議録は、要録とし、事務局が作成する。
- (2) 会議ごとに、会長が会議録署名人を指名する。
- (3) 指名された会議録署名人は、会議録の内容に正確であると認めた場合には、会議録末尾にその旨を記載し署名するものとする。
- (4) 会議録署名人の指名順序は、会長及び副会長をのぞき、名簿の順により行うものとする。

2 会議録の公表

- (1) 非公開とした会議についても、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条第2項の定めるところにより、佐倉市情報公開条例第7条の各号に定める情報が記録された部分を除き会議録を公表するものとする。
- (2) 会議録の公表は、市役所市政資料室への配架及び佐倉市ホームページへの掲載により行うものとする。